



島根県報

平成22年10月29日（金）

第2,235号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

定例県議会を招集する月の変更	（財 政 課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（ " ）	3
指定猟法禁止区域の指定	（ " ）	3
休猟区の指定	（ " ）	4
特定猟具使用禁止区域の指定	（ " ）	4
鳥獣保護区の設定の一部改正	（ " ）	5
公有水面埋立免許の変更許可	（河 川 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	11

【訓 令】

島根県公文書管理規程の一部改正	（総 務 課）	11
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（人 事 課）	11

【公 告】

開発行為に関する工事の完了（2件）	（都 市 計 画 課）	12
-------------------	-------------	----

【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるベッドパンウォッシャー購入に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	12
---------------------------------------	---------	----

【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止		15
------------	--	----

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消 防 防 災 課）	15
-------------	-------------	----

【正 誤】

平成22年8月6日付け島根県報号外第142号中	（総 務 課）	16
-------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第632号**

平成22年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の定例会は、定例県議会を招集する月（昭和27年島根県告示第733号）の規定にかかわらず、平成22年11月に招集する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第633号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
沖田在宅クリニック	江津市二宮町神主ハ355-5 メゾン白川101号	平成22年9月1日

島根県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条第1項の規定により、3条資格者施行申請人代表から所原桜上地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成22年10月29日から21日間

3 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原768-10

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 解除の理由

電気通信施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原768-10

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気通信施設用地とするため

島根県告示第636号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

ニホンジカ捕獲禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 6,980ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで</p>
旭北中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 1,143ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで</p>
三隅第3キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<p>1 区域 浜田市の一部</p> <p>2 面積 3,175ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第637号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

秋鹿指定猟法禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 50ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで 4 禁止に係る指定猟法 鉛製散弾を使用する猟法
------------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第638号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

意東休猟区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 八束郡東出雲町の一部 2 面積 1,520ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
-------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第639号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝口 善兵衛

銚子ダム特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 25ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
坂坊特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部

	2 面積 3.4ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
--	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第640号

鳥獣保護区の設定（平成2年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

大万木鳥獣保護区	1 区域 雲南市及び飯石郡飯南町の各一部 2 面積 884ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
和恵鳥獣保護区	1 区域 飯石郡飯南町の一部 2 面積 782.8ヘクタール 3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第641号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により免許した公有水面埋立て（平成16年島根県告示第201号）について、同法第13条ノ2第1項の規定により埋立地の用途の変更を許可したので、同条第2項において準用する同法第11条の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 許可日

平成22年10月25日

2 許可受人

松江市末次町86

松江市長 松浦正敬

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地先道路敷から同市下宇部尾488-2番地先国有護岸を経て同市下宇部尾1133-1番地に至る間の地先公有水面

イ 区域

1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と146の地点とを結ぶ中海の高水位（T. P. +1.41メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 和田多鼻四等三角点（北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒）から61度18分34秒、783.07メートルの地点

2の地点 1の地点から21度34分05秒、6.25メートルの地点

3の地点 2の地点から25度33分36秒、6.37メートルの地点

4の地点 3の地点から45度39分32秒、15.31メートルの地点

5の地点 4の地点から16度53分12秒、8.78メートルの地点

6の地点 5の地点から3度37分17秒、3.96メートルの地点

7の地点 6の地点から351度35分48秒、4.45メートルの地点

8の地点 7の地点から337度45分04秒、1.19メートルの地点

9の地点 8の地点から307度37分34秒、3.03メートルの地点

10の地点 9の地点から315度27分57秒、4.35メートルの地点

11の地点 10の地点から316度55分19秒、5.27メートルの地点

12の地点 11の地点から297度34分55秒、3.78メートルの地点

13の地点 12の地点から305度26分12秒、3.62メートルの地点

14の地点 13の地点から233度19分40秒、8.29メートルの地点

15の地点 14の地点から236度11分35秒、20.40メートルの地点

16の地点 15の地点から302度06分17秒、30.58メートルの地点

17の地点 16の地点から281度40分36秒、7.66メートルの地点

18の地点 17の地点から233度14分17秒、10.61メートルの地点

19の地点 18の地点から223度35分12秒、8.63メートルの地点

20の地点 19の地点から210度57分23秒、6.71メートルの地点

21の地点 20の地点から229度14分54秒、12.41メートルの地点

22の地点 21の地点から216度22分16秒、9.19メートルの地点

23の地点 22の地点から255度41分59秒、5.26メートルの地点

24の地点 23の地点から278度15分34秒、6.27メートルの地点

25の地点 24の地点から284度54分21秒、7.19メートルの地点

26の地点 25の地点から278度31分51秒、8.09メートルの地点

27の地点 26の地点から265度01分49秒、4.62メートルの地点

28の地点 27の地点から246度45分18秒、8.11メートルの地点

29の地点 28の地点から259度47分06秒、5.08メートルの地点

- 30の地点 29の地点から251度08分38秒、6.50メートルの地点
31の地点 30の地点から248度42分49秒、4.13メートルの地点
32の地点 31の地点から258度11分20秒、19.05メートルの地点
33の地点 32の地点から255度48分05秒、4.28メートルの地点
34の地点 33の地点から302度21分18秒、7.19メートルの地点
35の地点 34の地点から333度39分45秒、9.79メートルの地点
36の地点 35の地点から334度54分02秒、11.56メートルの地点
37の地点 36の地点から326度43分12秒、11.74メートルの地点
38の地点 37の地点から356度18分33秒、11.11メートルの地点
39の地点 38の地点から326度59分22秒、4.33メートルの地点
40の地点 39の地点から57度13分37秒、1.09メートルの地点
41の地点 40の地点から52度55分40秒、4.98メートルの地点
42の地点 41の地点から52度54分14秒、49.05メートルの地点
43の地点 42の地点から52度56分48秒、40.05メートルの地点
44の地点 43の地点から52度53分14秒、45.22メートルの地点
45の地点 44の地点から55度39分19秒、41.19メートルの地点
46の地点 45の地点から58度38分29秒、10.28メートルの地点
47の地点 46の地点から67度42分21秒、5.18メートルの地点
48の地点 47の地点から83度32分52秒、5.31メートルの地点
49の地点 48の地点から93度56分40秒、2.43メートルの地点
50の地点 49の地点から104度48分44秒、4.76メートルの地点
51の地点 50の地点から120度27分26秒、5.67メートルの地点
52の地点 51の地点から136度39分40秒、5.73メートルの地点
53の地点 52の地点から151度31分23秒、4.83メートルの地点
54の地点 53の地点から159度43分13秒、7.33メートルの地点
55の地点 54の地点から159度29分36秒、30.00メートルの地点
56の地点 55の地点から148度48分42秒、4.99メートルの地点
57の地点 56の地点から132度38分16秒、5.64メートルの地点
A-2の地点 57の地点から114度36分15秒、0.45メートルの地点
A-3の地点 A-2の地点から173度09分57秒、105.00メートルの地点
A-4の地点 A-3の地点から83度10分02秒、91.24メートルの地点
145の地点 A-4の地点から166度01分57秒、3.11メートルの地点
146の地点 145の地点から137度01分35秒、8.38メートルの地点

2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びA-2の地点とA-3の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- A-2の地点 57の地点から114度36分15秒、0.45メートルの地点
58の地点 A-2の地点から114度36分15秒、4.37メートルの地点
59の地点 58の地点から101度41分28秒、5.57メートルの地点
60の地点 59の地点から86度10分40秒、4.23メートルの地点
61の地点 60の地点から64度55分27秒、6.18メートルの地点
62の地点 61の地点から49度58分29秒、5.31メートルの地点
63の地点 62の地点から33度45分34秒、5.05メートルの地点

64の地点	63の地点から19度22分13秒、4.28メートルの地点
65の地点	64の地点から9度41分43秒、12.08メートルの地点
66の地点	65の地点から13度19分13秒、4.19メートルの地点
67の地点	66の地点から23度48分59秒、4.10メートルの地点
68の地点	67の地点から37度21分18秒、3.99メートルの地点
69の地点	68の地点から48度12分45秒、3.37メートルの地点
70の地点	69の地点から54度41分54秒、1.44メートルの地点
71の地点	70の地点から64度03分59秒、4.42メートルの地点
72の地点	71の地点から69度22分05秒、51.45メートルの地点
73の地点	72の地点から69度02分30秒、10.20メートルの地点
74の地点	73の地点から62度28分33秒、6.84メートルの地点
75の地点	74の地点から56度52分43秒、1.68メートルの地点
76の地点	75の地点から51度37分46秒、7.77メートルの地点
77の地点	76の地点から43度08分56秒、7.71メートルの地点
78の地点	77の地点から35度15分11秒、6.51メートルの地点
79の地点	78の地点から27度12分49秒、25.09メートルの地点
80の地点	79の地点から31度03分15秒、5.77メートルの地点
81の地点	80の地点から44度58分45秒、5.81メートルの地点
82の地点	81の地点から61度25分34秒、4.75メートルの地点
83の地点	82の地点から75度08分24秒、4.34メートルの地点
84の地点	83の地点から81度41分11秒、3.44メートルの地点
85の地点	84の地点から87度56分09秒、21.57メートルの地点
86の地点	85の地点から84度24分14秒、2.44メートルの地点
87の地点	86の地点から76度08分55秒、3.01メートルの地点
88の地点	87の地点から63度43分32秒、15.34メートルの地点
89の地点	88の地点から67度08分08秒、4.95メートルの地点
90の地点	89の地点から72度02分19秒、5.13メートルの地点
91の地点	90の地点から80度24分51秒、6.49メートルの地点
92の地点	91の地点から87度37分44秒、4.79メートルの地点
93の地点	92の地点から192度29分46秒、10.28メートルの地点
94の地点	93の地点から195度46分06秒、8.58メートルの地点
95の地点	94の地点から178度38分31秒、4.98メートルの地点
96の地点	95の地点から164度07分50秒、3.22メートルの地点
97の地点	96の地点から134度01分58秒、4.40メートルの地点
98の地点	97の地点から107度29分05秒、6.85メートルの地点
99の地点	98の地点から112度07分07秒、3.62メートルの地点
100の地点	99の地点から146度17分12秒、8.22メートルの地点
101の地点	100の地点から151度42分28秒、3.23メートルの地点
102の地点	101の地点から38度44分30秒、4.04メートルの地点
103の地点	102の地点から349度26分48秒、7.98メートルの地点
104の地点	103の地点から48度22分12秒、6.47メートルの地点
105の地点	104の地点から41度29分28秒、11.02メートルの地点

- 106の地点 105の地点から87度24分45秒、2.61メートルの地点
107の地点 106の地点から34度43分11秒、1.91メートルの地点
108の地点 107の地点から34度46分08秒、0.15メートルの地点
109の地点 108の地点から131度06分27秒、10.38メートルの地点
110の地点 109の地点から140度17分41秒、3.29メートルの地点
111の地点 110の地点から152度55分41秒、3.34メートルの地点
112の地点 111の地点から162度47分24秒、13.73メートルの地点
113の地点 112の地点から171度56分13秒、2.66メートルの地点
114の地点 113の地点から184度18分15秒、2.37メートルの地点
115の地点 114の地点から201度24分53秒、3.05メートルの地点
116の地点 115の地点から221度23分06秒、3.28メートルの地点
117の地点 116の地点から232度23分32秒、7.58メートルの地点
118の地点 117の地点から234度55分45秒、3.87メートルの地点
119の地点 118の地点から237度35分21秒、4.37メートルの地点
120の地点 119の地点から242度54分55秒、4.98メートルの地点
121の地点 120の地点から248度19分17秒、4.42メートルの地点
122の地点 121の地点から251度54分35秒、18.39メートルの地点
123の地点 122の地点から292度06分30秒、16.30メートルの地点
124の地点 123の地点から286度15分37秒、1.85メートルの地点
125の地点 124の地点から271度55分44秒、2.02メートルの地点
126の地点 125の地点から258度15分44秒、2.92メートルの地点
127の地点 126の地点から249度17分36秒、37.55メートルの地点
128の地点 127の地点から242度17分59秒、5.17メートルの地点
129の地点 128の地点から232度06分26秒、5.09メートルの地点
130の地点 129の地点から223度01分42秒、6.66メートルの地点
131の地点 130の地点から223度10分31秒、1.60メートルの地点
132の地点 131の地点から222度07分15秒、39.14メートルの地点
133の地点 132の地点から217度48分32秒、7.14メートルの地点
134の地点 133の地点から213度43分38秒、22.27メートルの地点
135の地点 134の地点から110度51分07秒、3.17メートルの地点
136の地点 135の地点から214度28分20秒、0.65メートルの地点
137の地点 136の地点から214度27分54秒、4.35メートルの地点
138の地点 137の地点から204度43分18秒、7.55メートルの地点
139の地点 138の地点から197度09分41秒、5.45メートルの地点
140の地点 139の地点から196度02分57秒、7.80メートルの地点
141の地点 140の地点から187度36分14秒、17.85メートルの地点
142の地点 141の地点から179度35分24秒、12.30メートルの地点
143の地点 142の地点から168度06分59秒、8.68メートルの地点
144の地点 143の地点から165度00分41秒、10.35メートルの地点
A-4の地点 144の地点から166度01分57秒、6.39メートルの地点
A-3の地点 A-4の地点から263度10分02秒、91.24メートルの地点

ウ 面積

1 工区 20,744.23平方メートル

2 工区 22,360.68平方メートル

合計 43,104.91平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地から同市下宇部尾478-1番地、544-7番地を経て1133-1番地に至る間の土地と地先公有水面及び国道431号道路敷

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とノの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 和田多鼻四等三角点（北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒）から69度07分34秒、684.75メートルの地点

イの地点 アの地点から353度09分58秒、107.29メートルの地点

ウの地点 イの地点から51度42分59秒、46.35メートルの地点

エの地点 ウの地点から313度49分08秒、35.43メートルの地点

オの地点 エの地点から232度48分55秒、51.40メートルの地点

カの地点 オの地点から274度03分35秒、38.42メートルの地点

キの地点 カの地点から234度03分27秒、56.02メートルの地点

クの地点 キの地点から240度14分35秒、60.32メートルの地点

ケの地点 クの地点から254度01分01秒、90.30メートルの地点

コの地点 ケの地点から287度52分10秒、73.02メートルの地点

サの地点 コの地点から13度00分21秒、96.44メートルの地点

シの地点 サの地点から89度02分52秒、68.35メートルの地点

スの地点 シの地点から71度00分02秒、50.38メートルの地点

セの地点 スの地点から61度40分37秒、49.58メートルの地点

ソの地点 セの地点から52度33分55秒、295.55メートルの地点

タの地点 ソの地点から64度01分12秒、36.05メートルの地点

チの地点 タの地点から84度26分54秒、34.53メートルの地点

ツの地点 チの地点から90度23分04秒、167.19メートルの地点

テの地点 ツの地点から154度29分40秒、83.78メートルの地点

トの地点 テの地点から224度51分32秒、58.70メートルの地点

ナの地点 トの地点から251度27分04秒、60.45メートルの地点

ニの地点 ナの地点から232度41分30秒、68.18メートルの地点

ヌの地点 ニの地点から180度43分44秒、73.32メートルの地点

ネの地点 ヌの地点から125度11分55秒、45.10メートルの地点

ノの地点 ネの地点から173度09分59秒、93.07メートルの地点

ウ 面積

135,739.02平方メートル

4 埋立地の用途

分譲住宅用地、市営住宅用地、道路用地、護岸用地、公園・緑地用地、防災施設施設用地、水路用地、コミュニティー用地

島根県告示第642号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

加茂3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町加茂坂浦220番1	1号
隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井228番2	2号及び3号
〃 229番地先水路敷	4号
〃 224番	5号
〃 228番2	6号
〃 223番8地先道路敷	7号
隠岐郡隠岐の島町加茂坂浦222番1	8号
〃 221番	9号
〃 219番3	10号

訓 令

島根県訓令第8号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2の2の表商工労働部の項中

出雲高等技術校	出技
浜田高等技術校	浜技
益田高等技術校	益技

を

出雲高等技術校	出技
東部高等技術校	東技
浜田高等技術校	浜技
益田高等技術校	益技
西部高等技術校	西技

に

改める。

附 則

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

島根県訓令第9号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表松江高等技術校、出雲高等技術校、浜田高等技術校及び益田高等技術校の項中「出雲高等技術校」の次に「、東部高等技術校」を加え、「及び益田高等技術校」を「、益田高等技術校及び西部高等技術校」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市今津町字道マン473番

面積 245.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町揖屋町2506番地4

川合 徹

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市切川町字内代1265番2、1265番3の一部、1265番17、1266番1、1267番の一部、1267番2

面積 1,423.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1268番地

大櫃 吉範

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年10月29日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

ベッドパンウォッシャー 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成23年3月31日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(6) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ

電話0853-30-6430 F A X0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成22年10月29日から11月12日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、3(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して3(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成22年11月26日 午後5時

イ 提出方法
持参又は郵送

ウ 提出場所
3(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限
平成22年12月9日 午後2時

イ 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成22年12月9日午前10時までまでに到着していること。

ウ 提出場所
平成22年12月9日午後1時30分までは3(1)の問合せ先とし、それ以降は3(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時
平成22年12月9日 午後2時

イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Bed Pan Washer

(2) Desired Date of Delivery : March 31 2011

(3) Place of Delivery :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 2:00 PM December 9 2010

(5) Information regarding Tender :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan

Tel 0853-30-6430

内水面漁管委指示**島根県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、ごぎの繁殖保護を図るため次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

水産動物の採捕の禁止（平成21年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号）は、廃止する。

平成22年10月29日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平田民夫

禁止する河川	禁止する期間
（斐伊川水系頓原川支流） 牛谷川、内谷川及び位出谷川（飯南町頓原27の3地先の砂防ダムより上流）	平成21年3月1日から平成24年2月29日まで
（高津川水系紙祖川支流） 伊源谷川	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
（高津川水系福川川支流） 右ヶ谷川	平成21年3月1日から平成24年2月29日まで

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成22年度第4回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成22年10月29日

財団法人消防試験研究センター理事長 関口和重

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時 平成23年2月6日（日） 13時30分（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所 松江市、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合 財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合 財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載
ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合 平成22年12月9日（木）から12月22日（水）まで（郵送の場合は、12月22日の消印有効）

イ 電子申請の場合 平成22年12月6日（月）午前9時から12月19日（日）午後5時まで
（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

正

誤

平成22年8月6日付け島根県報号外第142号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から4	島根県告示第1550号	島根県告示第201号